別居親族による訪問介護サービスの取扱要領

制定 平成 19年 10月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、別居親族による訪問介護サービス(以下「別居型サービス」という。)について、市がその理由や必要性を事前に把握し、必要に応じて当該訪問介護サービス事業者等に対する指導を行い又はサービス計画等の是正を求め、もって給付の適正化を図ることを目的とする。

(別居型サービスの提供)

- 第2条 市長は、居宅要介護者が訪問介護サービスを利用するにあたって、次の各号に 該当するやむを得ない理由があるときは別居型サービスの提供を認めるものとする。
- (1)介護の必要性があるが、認知症があり、当該家族以外の訪問介護員等のサービス 提供を受け入れない場合であって、他のあらゆる方法を検討した結果、当該家族に よる訪問介護以外に方法がないとき。
- (2)介護の必要性があるが、精神障害等があって、当該家族以外の訪問介護員等に危害を加える等の暴力行為が過去にあったなど、同様の事態が生ずることが容易に予想され、他の訪問介護員等では対応ができない場合であって、他のあらゆる方法を検討した結果、当該家族による訪問介護以外に方法がないとき。
- (3)介護の必要性があるが、嫉妬・妄想等があり、当該家族以外の訪問介護員等が入った際にトラブルが起ったことが過去にあったなど、同様の事態が生ずることが容易に予想され、他のあらゆる方法を検討した結果、当該家族による訪問介護以外に方法がないとき。
- (4)介護の必要性があるが、在日外国人などで認知症等により、当該家族以外の訪問 介護員等によるサービス提供では適切な介護が困難であり、他のあらゆる方法を検 討した結果、当該家族による訪問介護以外に方法がないとき。
- (5)介護の必要性があるが、言語障害等があり、当該家族以外の訪問介護員等による サービス提供では意思疎通が図れないことでトラブルがあったことなど、他のあら ゆる方法を検討した結果、当該家族による訪問介護以外に方法がないとき。
- (6)前各号に準ずる場合で、市長がやむを得ないと認めたとき。
- 2 市長は、別居型サービスの提供理由が次の各号に該当するときは、当該サービスの

提供を認めないものとする。

- (1)サービス提供が家族の方が良いからという理由のみであるとき。
- (2) 当該訪問介護員等が本人の家族へのサービスしか提供していないとき。
- (3)他人に家に入られるのはイヤという理由のみであるとき。
- (4)前各号の他、市長が当該別居型サービスの提供がやむを得ないものと判断することができない相当の理由があるとき。

(訪問介護計画の作成等)

- 第3条 訪問介護サービス事業者は、別居型サービスを提供しようとするときは、事前 に次の各号に掲げる手続きを経なければならない。
- (1)サービス担当者会議等において別居型サービスの必要性を確認すること。
- (2)認知症であることで事前協議を行う場合においては、主治医等により利用者が認知症であり、親族でないと対応できないという客観的な意見があること。
- (3)前2号については、ケアマネジャーと連携して行うこと。
- (4)別居親族である訪問介護員が対応を必要とするやむを得ない理由を訪問介護計画に明記すること。
- (5)当該別居親族である訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、 当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間のおおむね2分の1を超えないよう に配慮すること。

(事前協議)

- 第4条 訪問介護サービス事業者は、別居型サービスを提供しようとするときは、遅くともサービスを開始しようとする7日前までに、協議書(様式第1号)に当該居宅要介護者に係る居宅サービス計画書(第1表~第3表)及び訪問介護計画を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の協議書等の提出があったときは、当該別居型サービスの提供が前条 第1項各号に該当するかを検証し、該当すると認めたときは別居親族による訪問介護 サービス提供確認書(様式第2号)を当該訪問介護サービス事業所に交付するものと する。
- 3 市長は、当該別居型サービスの提供が前条第2項に該当すると認めるときは、当該 訪問介護サービス事業者に当該別居型サービスの提供の見直し又は当該サービスの 提供の再検討を求めるものとする。

(親族の範囲)

第5条 別居型サービスの提供を行う訪問介護員等で前条第1項に規定する協議書の 提出が必要な範囲は、当該居宅要介護者の3親等内の親族及び配偶者とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、新規利用においては平成 19 年 10 月サービス提供分から適用し、継続利用においては平成 19 年 11 月末までに協議書の提出を求めるものとする。

新規に派遣

協議 書

平成 年 月 日

継続して派遣(平成 年 月~派遣中)

羽曳野市長 様

事業者名 事業所名 代表者名

印

別居親族による訪問介護サービスの提供について

別居親族である訪問介護員等による訪問介護サービスを下記のとおり提供したいので協議します。

	法	/	\	名												
訪問介 護事業 者	事	業	所	名								事業	新番号			
	所	₹ <u>.</u>	Ξ	地	₹											
	サー	ビス	提供	地域												
	管	理	者	名						サービ 責 任	者名					
訪問介	氏			名						利用者	ぎとの 柄					
護員等	住			所												
	被伐	呆険	者番	号												
turr+	氏			名												
利用者	住			所												
	生	年	月	日			年	月		日(歳)		性別	男	•	女
	要	介	護	度			認	定期間	平成	, 年	月	日~五	平成	年	月	日
介護支	氏			名												
接専門	事	業	所	名								事業	所番号			
員	事業所所在地				₹											
	開	Ĥ	É	日	平成	年	月	日	開催							
サービ	抇	Į.	휙	者												
ス担当 者会議 等	議	事	要	ÚШ												
認知症等	認			知	有	(•	a·	b •	a· b	· · M)	無			
による主 治医への	確;		(日		確記	忍して	ていな	۱ ۱	確	認してに	ハる (平原	戈 4	羊 /	₹	日)	
意見確認	確	Ē	忍	者												
別居親族で	理由	(具	体的I	こ)												
派遣	予	定	期	間	平成	年	月	В	~	平成.	年 月	∃ [

(注意)下記の資料を別途添付すること

居宅サービス計画 第1表~第3表 訪問介護計画

 羽保高第
 号

 平成 年 月 日

事業者名 代表者名

市長名 印

別居親族による訪問介護サービスの提供確認書

平成 年 月 日付で協議書の提出があった別居型サービスの提供について、やむをえない理由があるものとして確認しましたので、通知します。

	被保険者番号									
利用	氏 名									
	住 所	〒								
者	生年月日									
	要介護度									
	認定有効期間	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日
サービス	氏 名								続柄	
	住 所	₹								
協議	協議書受理日	平成	年	月	日					
	協議書確認日	平成	年	月	日					
印表	サービス提供期間	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日

確認後のサービス提供の留意点について

別居親族による訪問介護サービスについては、常に適切なサービス提供に心がけ、不適切な状況が 生じた場合においては、当該サービスの見直しを行うこと。また、定期的に別居親族以外の者のサー ビス提供の可否について検討すること。

お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部高年介護課

企画調整担当

072-958-1111内線1390

Fax 072-950-2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp